

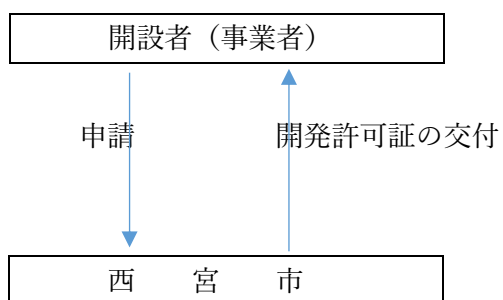
## 介護医療院の許可・変更等に係る主な手続きについて

### I 「開設許可」について

#### 1 根拠法・規定等

- ・介護保険法第 107 条第 1 項及び介護保険法施行規則第 138 条第 1 項
- ・介護保険法第 72 条

#### 2 手続きの流れ



#### 3 留意事項

##### ① 提出時期 事業開始時期の 45 日前

※西宮市手数料条例に基づく審査手数料（63,000 円）が必要になります。

納付書は提出時に発行いたします。

#### 4 提出書類

<開設許可申請に必要な書類～介護保険法施行規則第 138 条に規定された提出書類>

NO.	規則上規定された項目	様式	添付書類等
1	施設の名称及び開設の場所	・ 第 1 号様式 ・ 付表 16	
2	開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・ 第 1 号様式 ・ 付表 16	
3	開設の予定年月日	・ 付表 16	
4	開設者の登記事項証明書又は条例等		・ 法人設立許認可証の写し、法人登記簿謄本等
5	敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図		・ 敷地平面図、登記簿謄本、求積図、字限図、賃貸契約書等

6	併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要	・参考様式 9	・当該併設する施設の概要がわかる資料
7	建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに施設及び構造設備の概要	・参考様式 1 ・参考様式 11-2	・平面図、立面図、写真（内観、外観）
8	施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画	・参考様式 12	
9	入所者の予定数	・付表 16	
10	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	・付表 16	・履歴書、免許証（写）、参考様式 3
11	運営規程（※1）	・任意様式	・重要事項説明書、契約書
12	入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	・参考様式 2	
13	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	・参考様式 3	
14	介護医療院基準第 34 条第 1 項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（同条第 2 項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）	・契約書等任意様式	・協力病院を定めていることが分かる資料（協力歯科医療機関を定めている場合は、それが分かる資料も添付）
15	当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書、体制等状況一覧表	・「体制等の届出に必要な添付書類一覧」に基づき必要に応じて添付
16	法第 107 条第 3 項各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	・参考様式 9—1—3	
17	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・参考様式 10	・介護支援専門員の証（写）
18	その他許可に関し必要と認める事項	・付表 7（※2） ・付表 9（※3） ・第 2 号様式（※4） ・参考様式 13	

※1 西宮市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第 29 条

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- ④ 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 施設の利用に当たっての留意事項
- ⑥ 非常災害対策
- ⑦ その他施設の運営に関する重要事項

※2 通所リハビリテーションを実施しない場合は不要

※3 短期入所療養介護を実施しない場合は不要

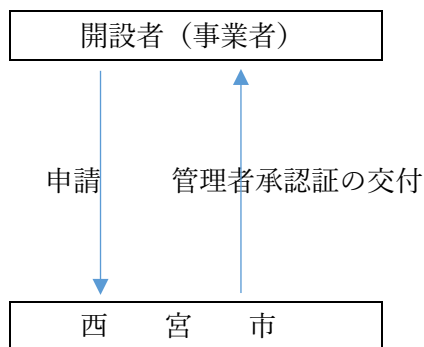
※4 通所リハビリテーション及び短期入所療養介護を実施する場合は不要

## II 「管理者の承認」について

### 1 根拠法・規定等

介護保険法第 109 条

### 2 手続きの流れ



### 3 留意事項

- ① 提出時期 承認を受けようとする 30 日前

※開設許可時は開設許可と併せて（45 日前に）提出すること

### 4 提出書類

- ① 提出様式：介護医療院管理者承認申請書（第 7 号の 2 様式）
- ② 添付書類：履歴書・免許証（写）・勤務形態一覧表（参考様式 3）

### III 開発許可事項の変更等に係る手続きについて

#### 1 根拠法・規定等

介護保険法第 107 条第 2 項及び介護保険法施行規則 138 条第 2 項

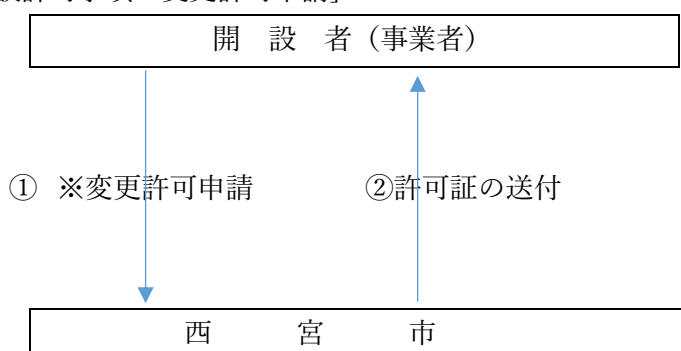
介護保険法第 113 条及び介護保険法施行規則第 140 条の 2 の 2 第 1 項

#### 2 変更等に伴い必要となる手続き

別紙のとおり

#### 3 手続きの流れ

[開設許可事項の変更許可申請]



※ 変更許可申請は、特定の項目を変更する場合のみ必要。その他の項目は変更届出のみ提出（別紙参照）

#### 4 申請等の様式及び提出期限

区分	申請書等の様式	提出期限
変更許可申請	変更許可申請書 (第 6 号の 2 様式)	変更予定日の 1 箇月前まで
管理者承認申請	承認申請書 (第 7 号の 2 様式)	変更予定日の 1 箇月前まで
変更届	変更届出 (第 3 号様式)	変更のあった日から 10 日以内

※ 構造設備の変更については、西宮市手数料条例に基づく審査手数料 33,000 円が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。納付書は提出時に発行します。

# 別紙

項目	手 続 き			提出（添付）書類
	許可	承認	届出	
施設の名称及び開設の場所			○	変更に係る理事会の議事録等
開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名			○	変更に係る理事会の議事録、登記簿謄本、誓約書等
開設者の登記事項証明書又は条例等（当該許可に係る事業に関するものに限る）			○	登記簿謄本
敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取り図(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)	○			平面図（新・旧）等
併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要			○	平面図（新・旧）、変更理由書等
建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要（注1）	○			施設及び構造設備等の概要（参考様式1 1 - 2）、平面図（新・旧、各室の用途を明示したもの）、資金計画、見積書等、変更理由書等
施設の供用の有無及び共用の場合の利用計画	○			共用部分の利用計画の概要（参考様式1 2）等
施設の管理者の氏名、生年月日及び住所		○	○	履歴書、免許証（写）、勤務表等 （併設病院等で勤務をしている場合は、当該施設での勤務表も提出）
運営規程	入所定員に係る部分に限る(入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは除く)	○		運営規程（新・旧）、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧等（参考様式3）
	従業者の職種、員数及び職務内容に係る部分	○		
	上記を除く			○
介護医療院基準第34条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科目並びに当該協力病院との契約の内容	協力病院を変更しようとするときに係るものに限る	○		契約書、協力病院の診療科名が分かるもの等
	・協力病院を変更しようとするときに係るものを除く ・同基準第34条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。			○
当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項			○	介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書、重要事項説明書等
介護支援専門員の氏名及びその登録番号			○	介護支援専門員一覧、登録証明書（写）

（注1）構造設備の変更について、西宮市手数料条例に基づく審査手数料33,000円が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。納付書は提出時に発行します。